

第 126 号 ( 令和 5 年 2 月 15 日 発行 )	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局障害自立支援課】 3

**[告示]**

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 4
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 5
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 7
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 8
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 21
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 22
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】 23
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 24

**[公告]**

- △ 土地区画整理審議会委員選挙の当選人の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】 25
- △ 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲示【都市整備局市街地整備調整課】 26
- △ 職員の懲戒処分【総務局人事課】 27
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 28
- △ 同【経済局商業振興課】 30
- △ 同【経済局商業振興課】 31
- △ 横浜市森林整備計画案の縦覧【環境創造局政策課】 33
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】 34
- △ 同【環境創造局水・土壌環境課】 35
- △ 同【環境創造局水・土壌環境課】 36

△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	37
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	38
△ 同【建築局調整区域課】	39
△ 同【建築局調整区域課】	40
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	41
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	42
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	43
△ 同【建築局建築指導課】	44
△ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可【都市整備局市街地整備調整課】	45
【区告示】	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	46
【区公告】	
△ 市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【西区総務課】	47
【教育委員会】	
△ 公印の改刻及び廃止【総務課】	50
△ 職員の懲戒処分【教職員人事課】	51

---

## 規則

---

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

### 横浜市規則第 9 号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月横浜市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）第 8 条第 3 項及び第 12 条第 4 項において準用する同令第 5 条第 2 項第 3 号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは」を「若しくは当該手当支給対象者の」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 60 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 21 年 2 月 横 浜 市 告 示 第 43 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 4 年 12 月 27 日	慶 應 義 塾	東 京 都 港 区 三 田 2 丁 目 15 番 45 号	(新) 平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 令 和 9 年 12 月 26 日 ま で
			(旧) 平 成 20 年 1 月 1 日 か ら 平 成 34 年 12 月 26 日 ま で

横浜市告示第 61 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 4 年 12 月 1 日	日本調剤みなとみらい薬局	西区みなとみらい三丁目 7 番 3 号
同	おくだデンタルクリニック 港南台	港南区港南台三丁目 3 番 1 号
同	横浜りゅうクリニック	旭区都岡町 20 番地の 12
同	薬局ホームケアファーマシー新横浜店	港北区篠原町 1,034 番地の 5
同	おひさま薬局都筑店	都筑区中川一丁目 14 番 8 号
同	おひさま薬局	都筑区中川一丁目 15 番 8 号
令和 5 年 1 月 1 日	クリエイト薬局横浜西大口店	神奈川区西大口 452 番地の 4
同	アイセイハート薬局 井土ヶ谷店	南区井土ヶ谷中町 15 番 8 番地
同	井土ヶ谷駅前やまが皮膚科	南区井土ヶ谷中町 15 番 8 番地
同	横浜井土ヶ谷アイクリニック	南区井土ヶ谷中町 15 番 8 番地の 4
同	サンドラッグ上大岡薬局	港南区上大岡西一丁目 18 番 3 号
同	グリーンデンタルクリニック	緑区台村町 329 番地の 3
同	東戸塚内科・呼吸器内科クリニック	戸塚区品濃町 549 番地の 1

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地

令和 4 年 11 月 1 日	株式会社 S U M A I R U	旭区南本宿町 144 番地の 63	訪問看護ステ ーションにじ	旭区南本宿町 144 番地の 63
令和 4 年 12 月 1 日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	横浜市福祉サ ービス協会訪 問看護ステー ーション保土ケ 谷	保土ケ谷区宮 田町 1 丁目 5 番地の 10
同	株式会社 D ' E F F O R T	都筑区茅ヶ 崎中央 16 番 6 号	ここから訪問 看護リハビリ ケア二俣川	旭区二俣川 2 丁目 56 番地
同	株式会社 ヴ ィータ	緑区中山一 丁目 5 番 12 号	元気訪問看護 リハステーション 新横浜	港北区新横浜 三丁目 20 番地 の 5
同	合同会社 C . H . 横浜	東京都大田 区田園調布 5 丁目 26 番 6 号	訪問看護ステ ーションフェ リス	港北区鳥山町 1,085 番地の 6

横浜市告示第 62 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 5 年 1 月 1 日	小林 正 宏	優々鍼灸マッサー ージ治療院	旭区上川井町 178 番地の 4
令和 5 年 1 月 5 日	小池 祐 貴	開設なし	緑区長津田七丁目 12 番 15 号
令和 5 年 2 月 1 日	馬場 大 樹	生麦西整骨院	鶴見区岸谷一丁目 24 番 6 号
同	森 優 貴	フレアス在宅マ ッサー横濱鶴 見施術所	鶴見区鶴見中央一 丁目 2 番 4 号
同	平井 雄 太	豊岡町整骨院	鶴見区豊岡町 29 番 3 号
同	小川 広 記	レイス治療院横 浜金沢	金沢区能見台通 3 番 6 号
同	柴田 和 明	ながつだ整骨院	緑区長津田五丁目 3 番 19 号
同	石地 友 康	RILLAGO 整骨院	都筑区中川中央一 丁目 19 番 19 号

横浜市告示第 63 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 4 年 12 月 13 日	(新)まゆみ薬局井土ヶ谷店	南区永田東一丁目 3 番 20 号
	(旧)有限会社まゆみ薬局井土ヶ谷店	
同	(新)まゆみ薬局	南区宮元町 2 丁目 36 番地
	(旧)有限会社まゆみ薬局	
令和 4 年 12 月 17 日	(新)ファミリー歯科クリニック上星川	保土ヶ谷区坂本町 128 番地の 20
	(旧)山本デンタルクリニック	
令和 5 年 1 月 5 日	(新)しんよこ篠原口整形外科リウマチ科	港北区篠原町 3,014 番地の 2
	(旧)しんよこ駅前整形外科リウマチ科	



横浜市告示第 64 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 2 年 9 月 10 日	玉 木 伸 朋	(新)たまプラーザ スポーツケア整 骨院	(新)青葉区美しが丘 二丁目 17 番地の 4
		(旧)美しが丘整骨 院	(旧)青葉区美しが丘 一丁目 1 番地の 2
令和 3 年 9 月 17 日	太 郎 良 真 紀	ローラ鍼灸マッ サージ治療院	(新)保土ヶ谷区上菅 田町 928 番地の 62
			(旧)都筑区大熊町 39 番地
令和 3 年 11 月 1 日	成 田 篤 志	(新)訪問鍼灸マッ サージ菜の花	(新)保土ヶ谷区宮田 町 2 丁目 145 番地 の 2
		(旧)開設なし	(旧)保土ヶ谷区岩井 町 94 番地の 2
令和 4 年 12 月 1 日	小 林 正 宏	(新)優々鍼灸マッ サージ治療院	(新)旭区上川井町 17 8 番地の 4
		(旧)マッサージラ イフステーショ ンラクー	(旧)港北区菊名六丁 目 14 番 10 号
令和 4 年 12 月 20 日	平 尾 崇	(新)マッサージ・ はり・きゅうり せつと	(新)港南区港南中央 通 6 番 2 号
		(旧)株式会社アメ ニティーサービ ス鍼灸マッサー ジ院	(旧)戸塚区前田町 50 1 番地
令和 5 年 1 月 4 日	谷 合 史 年	(新)たけのこ整骨 院	保土ヶ谷区和田一 丁目 14 番 18 号
		(旧)わだばし整骨	

令和 5 年 1 月 10 日	脇 ふうさ子	院	
		(新) レイ ス 治 療 院 横 浜 金 沢	(新) 金 沢 区 能 見 台 通 3 番 6 号
		(旧) マ ッ サ ー ジ ・ レ イ ス 治 療 院 横 浜 都 筑	(旧) 都 筑 区 池 辺 町 2, 424 番 地 の 1

横浜市告示第 65 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 4 年 11 月 30 日	日本調剤 M M センター 薬局	西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号
同	医療法人社団親和会 港南台さくらんぼ歯科	港南区港南台三丁目 3 番 1 号
同	横浜りゅうクリニック	旭区都岡町 20 番地の 12
同	アイ調剤薬局釜利谷店	金沢区釜利谷東二丁目 11 番 4 号
同	薬局ホームケアファーマシー新横浜店	港北区篠原町 1,034 番地の 5
同	おひさま薬局都筑店	都筑区中川一丁目 14 番 8 号
同	おひさま薬局	都筑区中川一丁目 15 番 8 号
令和 4 年 12 月 14 日	藤村歯科医院	港北区大曾根一丁目 26 番 3 号
令和 4 年 12 月 28 日	リープ薬局	都筑区仲町台五丁目 2 番 11 号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 2 年 12 月 31 日	株式会社共生ケアサービス	東京都大田区蒲田 3 丁目 23 番 7 号	訪問看護ステーションプロッサム 藤が丘	青葉区藤が丘二丁目 4 番地の 8

横 浜 市 告 示 第 66 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 施 術 者 の 廃 止

生 活 保 護 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ) 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 ( 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ) 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 施 術 者 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た

。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 4 年 12 月 26 日	白 石 誠	南万騎が原接骨院	旭区柏町 124 番地の 4

横浜市告示第 67 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 4 年 8 月 1 日	メント株式 会社	(新) 南区日枝 町 3 丁目 87 番地の 1	メント	(新) 南区日枝町 3 丁目 87 番地 の 1
		(旧) 中区長者 町 5 丁目 75 番地の 1		(旧) 中区長者町 5 丁目 75 番地 の 1
令和 4 年 12 月 10 日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	横浜市福祉サ ービス協会神 奈川介護事務 所	(新) 神奈川区反 町 1 丁目 7 番 地の 1
				(旧) 神奈川区西 神奈川一丁目 13 番地の 12
令和 4 年 12 月 15 日	株式会社エ ヌエスケア	(新) 西区北幸 二丁目 3 番 19 号	(新) りあんケア ステーション 東戸塚	(新) 南区六ツ川 四丁目 1,171 番地
		(旧) 西区浅間 町 1 丁目 2 番地の 6		(旧) エヌエスケ ア訪問介護事 業所

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 4 年 12 月 1 日	株式会社 N E X T F L O W	都筑区仲町 台一丁目 2 番 20 号	(新) N E X T F L O W 訪問 看護つるみ	鶴見区鶴見中 央二丁目 2 番 4 号
			(旧) ネクスト訪 問看護ステー ションつるみ	
同	同	同	(新) N E X T F L O W 訪問	港北区大倉山 三丁目 13 番 7

			看護こうほく (旧)ネクスト訪問看護ステーションこうほく	号
同	同	同	(新)NEXT FLOW 訪問看護つづき (旧)NEXT FLOW	都筑区仲町台一丁目 2 番 20 号
令和 5 年 1 月 1 日	株式会社エヌエスケア	(新)西区北幸二丁目 3 番 19 号	(新)りあん訪問看護ステーション東戸塚	(新)南区六ツ川四丁目 1,171 番地
		(旧)西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	(旧)エヌエスケア訪問看護ステーション	(旧)西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6
同	一般社団法人愛楽園	磯子区丸山一丁目 15 番 1 号	あい訪問看護・リハビリステーション	(新)磯子区上町 1 番 28 号
				(旧)磯子区丸山一丁目 15 番 1 号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 30 年 10 月 22 日	株式会社オール・プラン社	伊勢原市上粕屋 1,271 番地の 3	グリーン薬局	(新)緑区中山一丁目 5 番 2 号
				(旧)緑区中山町 305 番地の 1

4 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 2 年 5 月 19 日	医療法人社団慶実会	(新)緑区長津田町 2,258 番地の 2	グレース居宅介護支援事業所横浜	(新)緑区長津田町 2,258 番地の 2
		(旧)青葉区田奈町 16 番地の 8		(旧)青葉区田奈町 16 番地の 8
令和 4 年 12 月 1 日	株式会社アカリエ	神奈川県台町 8 番地の	アカリエケアプラン相談セ	(新)神奈川県台町 8 番地の 14

		14	ンター	(旧) 神奈川県鶴屋町 2 丁目 10 番地の 1
令和 4 年 12 月 10 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会 神奈川県介護事務所	(新) 神奈川県反町 1 丁目 7 番地の 1
				(旧) 神奈川県西神奈川一丁目 13 番地の 12
令和 4 年 12 月 15 日	株式会社エヌエスケア	(新) 西区北幸二丁目 3 番 19 号	(新) りあんケアプランセンター東戸塚	(新) 南区六ツ川四丁目 1,171 番地
		(旧) 西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	(旧) エヌエスケア 居宅介護支援事業所	(旧) 西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 4 年 12 月 1 日	株式会社 N E X T F L O W	都筑区仲町台一丁目 2 番 20 号	(新) N E X T F L O W 訪問看護 つるみ	鶴見区鶴見中央二丁目 2 番 4 号
			(旧) ネクスト訪問看護ステーション つるみ	
同	同	同	(新) N E X T F L O W 訪問看護 こうほく	港北区大倉山三丁目 13 番 7 号
			(旧) ネクスト訪問看護ステーション こうほく	
同	同	同	(新) N E X T F L O W 訪問看護 つづき	都筑区仲町台一丁目 2 番 20 号
			(旧) N E X T F L O W	
令和 5 年 1 月 1 日	株式会社エヌエスケア	(新) 西区北幸二丁目 3 番 19 号	(新) りあん訪問看護ステーション東戸塚	(新) 南区六ツ川四丁目 1,171 番地
		(旧) 西区浅間	(旧) エヌエスケア	(旧) 西区浅間町

		町 1 丁目 2 番地の 6	ア訪問看護ステーション	1 丁目 2 番地の 6
同	一般社団法人愛楽園	磯子区丸山一丁目 15 番 1 号	あい訪問看護・リハビリステーション	(新) 磯子区上町 1 番 28 号 (旧) 磯子区丸山一丁目 15 番 1 号

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成 30 年 10 月 22 日	株式会社オール・プラン社	伊勢原市上粕屋 1,271 番地の 3	グリーン薬局	(新) 緑区中山一丁目 5 番 2 号 (旧) 緑区中山町 305 番地の 1

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 4 年 8 月 1 日	ミント株式会社	(新) 南区日枝町 3 丁目 87 番地の 1 (旧) 中区長者町 5 丁目 75 番地の 1	ミント	(新) 南区日枝町 3 丁目 87 番地の 1 (旧) 中区長者町 5 丁目 75 番地の 1
令和 4 年 12 月 10 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会神奈川介護事務所	(新) 神奈川区反町 1 丁目 7 番地の 1 (旧) 神奈川区西神奈川一丁目 13 番地の 12



横浜市告示第 68 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 9 月 27 日	株式会社エヌエスケア	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	エヌエスケア訪問介護事業所	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

2 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 9 月 27 日	株式会社エヌエスケア	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	エヌエスケア訪問看護ステーション	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

3 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡 5 丁目 17 番 32 号	リカバリーライフ	鶴見区鶴見中央二丁目 8 番 33 号

4 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡 5 丁目 17 番 32 号	リカバリーライフ	鶴見区鶴見中央二丁目 8 番 33 号

5 居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 4 年 9 月 27 日	株式会社エヌエスケア	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	エヌエスケア居宅介護支援事業所	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

6 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 4 年 9 月 27 日	株式会社エヌエスケア	西区浅間町 1 丁目 2 番 地の 6	エヌエスケア 訪問看護ステ ーション	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

7 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	株式会社リカバリー タ イムズ	鶴見区駒岡 五丁目 17 番 32 号	リカバリーラ イフ	鶴見区鶴見中 央二丁目 8 番 33 号

8 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 4 年 11 月 1 日	株式会社リカバリー タ イムズ	鶴見区駒岡 五丁目 17 番 32 号	リカバリーラ イフ	鶴見区鶴見中 央二丁目 8 番 33 号

横浜市告示第 69 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 12 月 15 日	株式会社ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号	株式会社ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号

2 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 12 月 15 日	株式会社ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号	株式会社ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号

3 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 4 年 12 月 15 日	株式会社ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号	株式会社ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号

4 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 4 年 12 月 15 日	株式会社ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号	株式会社ケア・タウン	西区久保町 6 番 26 号

横浜市告示第 70 号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 4 年 12 月 15 日	株式会社エヌエスケア	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	エヌエスケア訪問介護事業所	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

2 居宅介護事業者（訪問看護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 1 月 1 日	株式会社エヌエスケア	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	エヌエスケア訪問看護ステーション	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

3 居宅介護支援事業者

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 4 年 12 月 15 日	株式会社エヌエスケア	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	エヌエスケア居宅介護支援事業所	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 1 月 1 日	株式会社エヌエスケア	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6	エヌエスケア訪問看護ステーション	西区浅間町 1 丁目 2 番地の 6

横浜市告示第 71 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 2 月 1 日	みらい薬局岡津店	泉区岡津町 2,243 番地	薬局
同	オーケー訪問看護ステーション戸塚	戸塚区舞岡町 3,636 番地	訪問看護

横 浜 市 告 示 第 72 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 指 定 の 更 新

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 54 条 第 2 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) の 指 定 を 次 の と お り 更 新 し た 。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

更 新 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 5 年 3 月 1 日	ハ ッ ク ド ラ ッ グ 横 浜 杉 田 薬 局	磯 子 区 杉 田 一 丁 目 15 番 26 号	薬 局
同	あ お ば 薬 局 北 山 田 店	都 筑 区 北 山 田 三 丁 目 17 番 18 号	同

横浜市告示第 73 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 1 月 1 日	(新)日本調剤弘明寺薬局	南区弘明寺町 134 番地	薬局
	(旧)スーパードラッグタロー薬局		
同	(新)おおふな駅前薬局	栄区笠間一丁目 1 番 1 号	同
	(旧)徳陽調剤薬局		
同	ひと花訪問看護リハビリステーション	(新)旭区東希望が丘 10 番地の 1	訪問看護
		(旧)旭区柏町 126 番地の 2	
同	あい訪問看護・リハビリステーション	(新)磯子区上町 1 番 28 号	同
		(旧)磯子区丸山一丁目 15 番 1 号	
令和 5 年 1 月 4 日	日本調剤戸塚薬局	(新)戸塚区汲沢町 87 番地	薬局
		(旧)戸塚区汲沢町 55 番地	
令和 5 年 2 月 1 日	(新)港南台ライム薬局	港南区港南台七丁目 42 番 30 号	同
	(旧)オオミ薬局		

横浜市告示第 74 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 4 年 9 月 20 日	みなとメンタルクリニック	(新) 中区尾上町 5 丁目 69 番地	病院又は診療所
		(旧) 中区相生町 6 丁目 109 番地	
令和 4 年 9 月 1 日	(新) しんわ薬局瀬谷店	瀬谷区中央 19 番地の 2	薬局
	(旧) サクラ薬局		
令和 4 年 9 月 1 日	(新) しんわ薬局白幡店	神奈川県白幡向町 6 番 30 号	同
	(旧) サンリ薬局		
令和 4 年 9 月 1 日	(新) しんわ薬局白楽店	神奈川県白楽 100 番地	同
	(旧) 仙昌堂薬局白楽店		



公 告

横 浜 市 公 告 第 80 号 ( 令 和 5 年 2 月 5 日 掲 示 済 )

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 の 当 選 人 の 氏 名 及 び 住 所

土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 ( 昭 和 30 年 政 令 第 47 号 ) 第 35 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 ニ ツ 橋 北 部 三 ツ 境 下 草 柳 線 等 沿 道 地 区 第 1 期 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 選 挙 の 当 選 人 を 次 の と お り 決 定 し た 。

令 和 5 年 2 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 宅 地 所 有 者 の 当 選 人

氏 名	住 所
松 本 健	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 469 番 地
塩 澤 和 男	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 429 番 地 の 6
二 見 勝 治	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 475 番 地
露 木 晴 雄	瀬 谷 区 東 野 83 番 地 の 1
露 木 勝 治	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 459 番 地
金 子 秀 喜	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 449 番 地
比 奈 地 信 雄	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 431 番 地 の 8

2 借 地 権 者 の 当 選 人

氏 名	住 所
早 川 静 人	瀬 谷 区 ニ ツ 橋 町 475 番 地

横浜市公告第 81 号（令和 5 年 2 月 10 日 掲 示 済）

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の施行に係る換地処分通知の内容の掲 示

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の施行に係る土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定に基づく換地処分通知のうち、その書類を送付すべき場所を確知することができないものの内容が掲 示されている旨を次のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 10 日

横浜市長 山中 竹 春

1 被通知者の氏名及び住所

廣 川 と し

神奈川県橋樹郡鶴見町潮田 1,838 番地

2 掲 示 場 所

埼玉県新座市大和田 3 丁目 9 番 1 号新座環境センター東工場 1 階大和田二・三丁目地区土地区画整理事務所にある掲 示板

3 掲 示 期 間

令和 5 年 2 月 9 日から令和 5 年 2 月 19 日まで

横 浜 市 公 告 第 82 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 2 月 3 日 懲 戒 処 分 に 付 し た

。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
総 務 局 人 事 部 人 事 課	会 計 年 度 任 用 職 員	白 土 昂 樹	減 給 10 分 の 1 6 箇 月

横浜市公告第 83 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クイーンズスクエア横浜

西区みなとみらい二丁目 3 番 1 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

横浜市

横浜市長 山中竹春

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

ほか 4 者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社東急モールズデベロップメント 代表取締役 秋山 浄 司 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 10 番 7 号 ほか 61 者	株式会社東急モールズデベロップメント 代表取締役 佐々木 桃子 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 10 番 7 号 ほか 55 者

(4) 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 5 年 1 月 18 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 84 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サミットストア井土ヶ谷店  
南区井土ヶ谷中町 129 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 S M B C 信託銀行  
代表取締役 奥 敦 之  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 S M B C 信託銀行 代表取締役社長兼最高執行役員 荻野浩三 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号	株式会社 S M B C 信託銀行 代表取締役 奥 敦 之 東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号

(4) 変更の年月日

令和 4 年 6 月 30 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 1 月 31 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 85 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスポット新横浜店

港北区北新横浜一丁目 3 番地の 16

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マキヤ

代表取締役 早川紀行

静岡県沼津市三枚橋字竹の岬 709 番地の 1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店の名称及び所在地	(仮称)長島地区 1 街区店舗新築工事 港北区新羽町南上町 408 番ほか	エスポット新横浜店 港北区北新横浜一丁目 3 番地の 16
大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社マキヤ 代表取締役 矢部 隆 静岡県沼津市三枚橋字竹の岬 709 番地の 1	株式会社マキヤ 代表取締役 早川紀行 静岡県沼津市三枚橋字竹の岬 709 番地の 1
大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社マキヤ 代表取締役 矢部 隆 静岡県沼津市三枚橋字竹の岬 709 番地の 1	株式会社マキヤ 代表取締役 早川紀行 静岡県沼津市三枚橋字竹の岬 709 番地の 1

		ほか 1 者
(4)	変更の年月日 平成 17 年 1 月 31 日	ほか
(5)	変更した理由 区画整理に伴う町名地番変更のため	ほか
2	届出年月日 令和 5 年 1 月 13 日	
3	縦覧場所 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市経済局市民経済労働部商業振興課	



横 浜 市 公 告 第 86 号

横 浜 市 森 林 整 備 計 画 案 の 縦 覧

森 林 法 ( 昭 和 26 年 法 律 第 249 号 ) 第 10 条 の 5 第 1 項 の 規 定 に よ り  
、 横 浜 市 森 林 整 備 計 画 を た て る た め 、 同 条 第 5 項 に お い て 準 用 す る  
同 法 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り そ の 案 を 公 衆 の 縦 覧 に  
供 す る 。

な お 、 こ の 案 に 意 見 が あ る 者 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市  
長 に 理 由 を 付 し た 文 書 を も っ て 、 意 見 を 申 し 立 て る こ と が で き る 。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10 市 庁 舎 28 階  
横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 政 策 課

2 縦 覧 期 間

令 和 5 年 2 月 15 日 か ら 令 和 5 年 3 月 16 日 ま で

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 00 分 ま で

横 浜 市 公 告 第 87 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
4 年 2 月 横 浜 市 公 告 第 67 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解  
除 す る 。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 江 ヶ 崎 町 1,621 番 、 1,622 番 、 1,623 番 及 び 1,624 番 の  
各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 88 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 4 年 8 月横浜市公告第 414 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 解除する形質変更時要届出区域の所在地

保土ヶ谷区仏向西（筆界未定 1,832 番の 1、1,832 番の 2、1,832 番の 3、1,833 番の 2、1,834 番の 1、1,834 番の 2、1,835 番の 1、1,835 番の 2、1,835 番の 7、1,836 番の 1、1,837 番、1,838 番の 1、1,838 番の 2、1,839 番の 1、1,839 番の 2、1,839 番の 3、1,840 番の 1、1,840 番の 2、1,841 番の 1、1,841 番の 2、1,841 番の 3、1,841 番の 4、1,841 番の 5、1,843 番の 1、1,844 番の 1、1,844 番の 2、1,844 番の 3、1,845 番の 1、1,849 番の 1、1,862 番の 2、1,862 番の 3、1,863 番の 2 及び青地）の一部

2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 89 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 2 年 12 月横浜市公告第 694 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
金沢区昭和町 3,174 番の 2、3,174 番の 4 及び 3,175 番の 4 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

横浜市公告第 90 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、常盤台みどりが丘建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 5 年 2 月 16 日から令和 5 年 3 月 16 日まで
- 2 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日  
令和 5 年 3 月 24 日午後 3 時
- 5 公開による意見の聴取の場所  
常盤台みどりが丘自治会集会所  
保土ヶ谷区常盤台 6 番 24 号

横 浜 市 公 告 第 91 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 1 月 31 日 第 2021 開 1211 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 寺 山 町 910 番 の 15 、 910 番 の 17 か ら 910 番 の 30 ま で 及 び 91  
0 番 の 31 の 一 部

横浜市公告第 92 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。  
令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 4 年 4 月 15 日 第 2022 開 1301 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川県鶴屋町 1 丁目 7 番地の 12  
株式会社ハウプラン  
代表取締役 鈴木賢広
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
戸塚区上矢部町 710 番の 1 の一部、710 番の 9、710 番の 32、  
710 番の 33 及び 748 番の 42 の一部

横 浜 市 公 告 第 93 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 10 月 5 日 第 2022 開 1404 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
瀬 谷 区 北 新 28 番 地 の 10  
仙 田 茂 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 下 瀬 谷 二 丁 目 17 番 の 7 、 17 番 の 8 、 17 番 の 14 及 び 17 番 の  
27 から 17 番 の 30 ま で



横浜市公告第 94 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2022 ・ 2 ・ 2 号
- 2 指定年月日  
令和 5 年 2 月 1 日
- 3 道路の幅員  
4.60 m
- 4 道路の延長  
24.89 m
- 5 指定の場所  
神奈川区三ツ沢中町 56 番の 16 及び 56 番の 24
- 6 申請者の氏名  
株式会社フレックスホーム  
代表取締役 金沢裕矢

横 浜 市 公 告 第 95 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 41 ・ 140 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 2 月 6 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
92.8 m
- 5 廃 止 の 場 所  
鶴 見 区 駒 岡 四 丁 目 2,372 番 の 12 地 先 か ら 2,372 番 の 42 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 96 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 43 ・ 22 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 1 月 31 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
84.88 m
- 5 廃 止 の 場 所  
栄 区 元 大 橋 一 丁 目 304 番 の 16 地 先 から 1,033 番 の 6 地 先 ま で

横浜市公告第 97 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 43・30 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 1 月 30 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
59.16 m
- 5 廃止の場所  
栄区若竹町 490 番の 13 地先から 493 番の 9 地先まで及び 492 番の 6 地先から 492 番の 90 地先まで

横 浜 市 公 告 第 98 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 の 変 更 認 可

土 地 区 画 整 理 法 ( 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ) 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 の 変 更 を 次 の と お り 認 可 し た  
。

令 和 5 年 2 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組 合 の 名 称  
大 場 第 四 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間  
平 成 30 年 9 月 5 日 か ら 令 和 5 年 6 月 23 日 ま で
- 3 施 行 地 区  
青 葉 区 大 場 町 の 一 部 及 び み す ず が 丘 の 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地  
青 葉 区 大 場 町 384 番 の 28
- 5 設 立 認 可 年 月 日  
平 成 30 年 9 月 5 日
- 6 変 更 認 可 年 月 日  
令 和 5 年 2 月 15 日

---

区 告 示

---

戸塚区告示第 1 号（令和 5 年 1 月 31 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六郎丸町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 1 月 31 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
主たる事務所	戸塚区汲沢六丁目 21 番 15 号	戸塚区汲沢六丁目 8 番 5 号

区 公 告

西 区 公 告 第 24 号

市 有 財 産 へ の 飲 料 自 動 販 売 機 設 置 に 関 す る 一 般 競 争 入 札  
の 施 行

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 を 行 う 。

令 和 5 年 2 月 15 日

契 約 事 務 受 任 者

横 浜 市 西 区 長 菊 地 健 次

1 競 争 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 件 名

市 有 財 産 へ の 飲 料 自 動 販 売 機 の 設 置

(2) 物 件 の 所 在 等

物 件 番 号	所 在	施 設 名	貸 付 面 積 ( m <sup>2</sup> )
05-20-001 ( 3 台 )	西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号	西 区 庁 舎 1 階	1.5
	西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号	西 区 庁 舎 3 階	1.5
	西 区 浜 松 町 12 番 6 号	西 土 木 事 務 所 1 階	1.2
			計 4.2

(3) 最 低 貸 付 価 格 ( 年 額 )

524,600 円

(4) 貸 付 期 間

令 和 5 年 4 月 1 日 から 令 和 10 年 3 月 31 日 ま で ( 5 年 間 )

(5) 入 札 に 付 す る 条 件

市 有 財 産 へ の 飲 料 自 動 販 売 機 設 置 事 業 者 募 集 要 領 に よ る 。

2 入 札 参 加 資 格 者

(1) 地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ) 第 167 条 の 4 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。

(2) 入 札 参 加 申 込 書 の 提 出 期 間 の 最 終 日 から 入 札 日 ま で の 間 の い ず れ の 日 に お い て も 、 横 浜 市 一 般 競 争 参 加 停 止 及 び 指 名 停 止 等 措 置 要 綱 ( 以 下 「 指 名 停 止 措 置 要 綱 」 と い う 。 ) に 基 づ く 一 般 競 争 参 加 停 止 及 び 指 名 停 止 の 措 置 を 受 け て い な い 者 で あ る こ と 。

又 は 、 横 浜 市 一 般 競 争 入 札 及 び 指 名 競 争 入 札 に 参 加 す る 資 格 を 有 す る 者 以 外 で 、 指 名 停 止 措 置 要 綱 別 表 第 1 から 別 表 第 3 ま で の 各 号 に 掲 げ る 措 置 要 件 及 び 当 該 各 号 に 定 め る 期 間 に 該 当 す る 者 で な い こ と 。

(3) 国 税 及 び 横 浜 市 税 の 滞 納 が な い こ と 。

- (4) 要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
  - (5) 令和 3 年度及び令和 4 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
  - (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条に違反したものでないこと。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間  
令和 5 年 2 月 15 日から令和 5 年 2 月 22 日まで
  - (2) 交付時間  
午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜を除く）
  - (3) 交付場所  
西区中央一丁目 5 番 10 号  
横浜市西区役所総務部総務課  
電話 045(320)8307（直通）
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間  
3 の(1)と同様
  - (2) 受付時間  
3 の(2)と同様
  - (3) 受付場所  
3 の(3)と同様
- 5 入札日時及び場所  
令和 5 年 3 月 1 日 午前 10 時  
西区中央一丁目 5 番 10 号  
横浜市西区役所 地下 B 会議室
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。



- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の可否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 6 号


公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

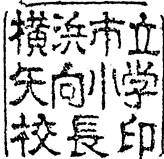
令和 5 年 2 月 15 日

横浜市教育委員会  
教育長 鯉 淵 信 也

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立矢向小学校長印	令和 5 年 2 月 15 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立矢向小学校長印	令和 5 年 2 月 15 日	 (方 21 ミリメートル)

横浜市教育委員会公告第 7 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号により、次の者を令和 5 年 2 月 3 日懲戒処分に付した。

令和 5 年 2 月 15 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立金沢高等学校	教諭	角 町 賢 治	戒告